

# 川崎市老人福祉・地域交流センター使用に関する減免措置取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市老人福祉・地域交流センター条例（平成17年川崎市条例第78号）第11条及び川崎市老人福祉・地域交流センター条例施行規則（平成17年川崎市規則第115号）第9条の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の免除)

第2条 次に該当する場合は、地域交流センターの施設及び設備の使用料の全額を免除する。

(1) 川崎市が主催する事務事業で、地域交流を目的とした利用であるもの。

(使用料の減額)

第3条 次の各号に該当する場合は、地域交流センターの施設及び設備の使用料の5割相当額を減額する。

(1) 川崎市が主催する事務事業で、前条に該当しないもの。

(2) 国又は地方公共団体（川崎市を除く。）が主催する事務事業で、地域交流を目的とした利用であるもの。

(委任)

第4条 前2条の規定によるほか、施設及び設備の使用料の減免について、特に必要がある場合は、健康福祉局長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に川崎市高津老人福祉・地域交流センター使用に関する減免措置取扱要綱（平成18年6月1日施行）に基づき使用申請を行った団体等については、同要綱においての減免適用とする。

（川崎市高津老人福祉・地域交流センター使用に関する減免措置取扱要綱の廃止）

3 川崎市高津老人福祉・地域交流センター使用に関する減免措置取扱要綱（平成18年6月1日施行）は、廃止する。